

# 清水管理センター維持管理業務委託 特記仕様書

## 〔適用範囲〕

第1条 清水管理センター（津和野町公共下水道終末処理場）維持管理業務（以下「本業務」という）は、労働安全衛生法及びこの仕様書に基づいて行なわなければならない。

## 〔業務概要〕

第2条 施設を有効に維持するため処理施設の点検保守を行い、機器と水質について技術的な管理を行なわなければならない。

## 〔一般事項〕

第3条 本業務の実施にあたっては、委託者側と緊密な連絡を取りながら行なわなければならない。

2 本業務に従事する技術管理者は、資料1-4に掲げる該当者である者とする。

## 〔点検保守基本条件〕

第4条 維持管理のための定期巡回は、1週間に1回以上とする。

2 受託者は管理日報「維持管理保守点検報告書」を作成し、毎月報告するとともに、自らも3年間保存しなければならない。

3 受託者は、故障又は異常を認めたときは、適切な応急処置を行なうとともに、委託者に報告しなければならない。

4 保守点検時には、OD槽など転落等の危険が伴う箇所での作業があることから、保守点検は原則2名体制で行わなければならない。ただし、これに伴う人員の変更等は行わないものとする。

## 〔点検保守項目〕

第5条 処理施設の正常な機能を維持し、良好な水質を得るため、次の各号に掲げる管理を行なうものとする。

### （1）機器点検業務

資料1-1に記載の項目について実施する業務をいう。

### （2）水質機能点検業務

資料1-2に記載の項目について実施する業務をいう。

### （3）汚泥脱水業務

資料1-3に記載の項目について実施する業務をいう。

### （4）ポンプ（電気計装設備等を含む）の点検保守・清掃

### （5）その他正常な機能を維持するために必要な作業

## 〔緊急事態発生時の対応〕

第6条 受託者は、台風、重大事故等の緊急時に備え、従業員を非常招集できる体制を確立しておかななければならない。

2 通常業務時（作業拘束時間内）以外に発生したものについては別途協議とする。

〔事務室等の使用〕

第7条 事務室等の使用にあたり、受託者の責任で汚損等があった場合は、受託者の負担で直ちに修復しなければならない。

2 事務室等の使用にともなう光熱水費は無償とするが、その使用にあたっては節約に努めなければならない。

〔特記事項〕

第8条 定期巡回時以外においても、委託者が必要と認める時には立ち会うものとする。また、処理場施設運転状況等の調査書類作成が必要な場合は、協力しなければならない。

〔疑義等〕

第9条 本仕様書に疑義が生じた場合には両者協議のうえ定めるものとする。

〔内容変更〕

第10条 本仕様書の内容等に変更が生じた場合は、両者協議するものとする。

維持管理業務委託に係る諸経費の取り扱いについて

当業務の諸経費については下記のとおりとする。

$$\text{諸経費} = A \times \alpha$$

A：諸経費対象額

$\alpha$ ：15.0%

諸経費対象額は下記の項目を積上げた金額とする。

- 維持管理業務費  
（技術点検費、水質分析費）
- その他維持管理業務費  
（環境整備、警報・緊急対応費）
- 汚泥脱水業務  
（労務費等）

## 委託業務の内容

処理施設（機能・機器点検業務） 1回/週

点検箇所	点検内容
スクリーンユニット	① 脱水機・破砕機の動作確認 ② 自動スクリーンの点検・清掃 ③ ごみの除去 ④ 異音・振動の有無 ⑤ 水位計へのし渣等の付着の点検・清掃
分配可動堰	① 異音・振動の有無 ② 可動堰の動作確認
水中攪拌機	① 異音・振動の有無 ② 攪拌状況の確認
曝気ブロー	① 異音・振動の有無 ② 潤滑油量の確認
散気装置	① 異音・振動の有無 ② 気泡の状態確認
ディッチ流出可動堰	① 異音・振動の有無 ② 移流状況の確認
ディッチ流出・連絡ゲート	① 異音・振動の有無 ② 開閉状態の確認
終沈汚泥掻寄機	① 異音・振動の有無 ② スカムスクレーパーの点検・清掃
返送汚泥ポンプ	① 異音・振動の有無 ② 吐出流量の確認 ③ 潤滑油量の確認
床排水ポンプ	① 異音・振動の有無 ② 潤滑油量の確認
返流水(処理水移送)ポンプ	① 異音・振動の有無 ② 潤滑油量の確認
自動給水装置	① 異音・振動の有無 ② 圧力・破損等の確認
消泡水ポンプ	① 異音・振動の有無 ② 吐出流量の確認
吸気ファン	① 異音・振動の有無
自動洗浄ストレーナ	① 異音・振動の有無
脱臭装置	① 異音・振動の有無
塩素接触装置	① 固形塩素錠剤の残量確認・補充
<p>※上記点検業務内容以外でも必要に応じ点検を実施する。          ※電流値、絶縁抵抗値の測定については月1回以上とする。          ※屋外水銀灯については、点検時に点灯させること。          ※汚泥かき寄せ機のガイドローラー軸受部へのグリスの給油を行なうこと（1月に1回程度）          ※バルブピット内の溜り水については、定期的に水抜きを行なうこと。</p>	

委託業務の内容

処理施設（水質機能点検業務） 1回/週

点検箇所	点検内容
OD槽 (NO,1)	臭気観察、色相観察、水温測定、pH測定、DO測定、亜硝酸反応、硝酸反応、SV、MLSS
放流水	臭気観察、色相観察、水温測定、pH測定、DO測定、透視度測定、亜硝酸反応、硝酸反応、残留塩素濃度測定

処理施設（水質分析業務） 流入水：2回/月、放流水：2回/月

採水箇所	分析業務
流入水	pH、BOD、SS
OD槽 (NO,1)	MLSS
放流水	pH、BOD、SS、T-N、T-P n-アキチ抽出物質（鉱物油、動植物油）、大腸菌群数

処理施設（水質分析業務） 放流水：2回/年

採水箇所	分析業務																																		
放流水（33項目） （下水道法第9条の4）	<table border="0"> <tr> <td>カドミウム及びその化合物</td> <td>1.1.1-トリクロロエタン</td> </tr> <tr> <td>シアン化合物</td> <td>1.1.2-トリクロロエタン</td> </tr> <tr> <td>有機燐化合物</td> <td>1.3-ジクロロプロペン</td> </tr> <tr> <td>鉛及びその化合物</td> <td>チウラム</td> </tr> <tr> <td>六価クロム化合物</td> <td>シマジン</td> </tr> <tr> <td>砒素及びその化合物</td> <td>チオベンカルブ</td> </tr> <tr> <td>水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物</td> <td>ベンゼン</td> </tr> <tr> <td>アルキル水銀化合物</td> <td>セレン及びその化合物</td> </tr> <tr> <td>ポリ塩化ビフェニル（PCB）</td> <td>ほう素及びその化合物</td> </tr> <tr> <td>トリクロロエチレン</td> <td>ふっ素及びその化合物</td> </tr> <tr> <td>テトラクロロエチレン</td> <td>1.4-ジオキサン</td> </tr> <tr> <td>ジクロロメタン</td> <td>フェノール類</td> </tr> <tr> <td>四塩化炭素</td> <td>銅及びその化合物</td> </tr> <tr> <td>1.2-ジクロロエタン</td> <td>亜鉛及びその化合物</td> </tr> <tr> <td>1.1-ジクロロエチレン</td> <td>鉄及びその化合物（溶解性）</td> </tr> <tr> <td>シス-1.2-ジクロロエチレン</td> <td>マンガン及びその化合物（溶解性）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>クロム及びその化合物</td> </tr> </table>	カドミウム及びその化合物	1.1.1-トリクロロエタン	シアン化合物	1.1.2-トリクロロエタン	有機燐化合物	1.3-ジクロロプロペン	鉛及びその化合物	チウラム	六価クロム化合物	シマジン	砒素及びその化合物	チオベンカルブ	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	ベンゼン	アルキル水銀化合物	セレン及びその化合物	ポリ塩化ビフェニル（PCB）	ほう素及びその化合物	トリクロロエチレン	ふっ素及びその化合物	テトラクロロエチレン	1.4-ジオキサン	ジクロロメタン	フェノール類	四塩化炭素	銅及びその化合物	1.2-ジクロロエタン	亜鉛及びその化合物	1.1-ジクロロエチレン	鉄及びその化合物（溶解性）	シス-1.2-ジクロロエチレン	マンガン及びその化合物（溶解性）		クロム及びその化合物
カドミウム及びその化合物	1.1.1-トリクロロエタン																																		
シアン化合物	1.1.2-トリクロロエタン																																		
有機燐化合物	1.3-ジクロロプロペン																																		
鉛及びその化合物	チウラム																																		
六価クロム化合物	シマジン																																		
砒素及びその化合物	チオベンカルブ																																		
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	ベンゼン																																		
アルキル水銀化合物	セレン及びその化合物																																		
ポリ塩化ビフェニル（PCB）	ほう素及びその化合物																																		
トリクロロエチレン	ふっ素及びその化合物																																		
テトラクロロエチレン	1.4-ジオキサン																																		
ジクロロメタン	フェノール類																																		
四塩化炭素	銅及びその化合物																																		
1.2-ジクロロエタン	亜鉛及びその化合物																																		
1.1-ジクロロエチレン	鉄及びその化合物（溶解性）																																		
シス-1.2-ジクロロエチレン	マンガン及びその化合物（溶解性）																																		
	クロム及びその化合物																																		

※放流水の水質検査は、2回/月とする。（下水道法：第21条第1項）

## 委託業務の内容

## 処理施設（汚泥脱水業務）

点検箇所	点検内容
ポリ鉄原液 両性高分子凝集剤原液	① 残量の確認・補充
脱水機本体	① 異音・振動の有無 ② リーク汚泥の清掃
フロック状態 脱水ケーキ状態	① 目視確認
自動スクリーン	① し渣等の付着・清掃
凝集タンク V 堰 凝集タンク 電極	① 付着物の除去
両性高分子凝集剤注入ポンプ	① 異音・振動の有無 ② ダイヤフラム・セットボルトの確認 ③ 異常加熱の有無
原液移送ポンプ	① 異音・振動の有無 ② ダイヤフラム・セットボルトの確認 ③ 異常加熱の有無
ポリ鉄ポンプ	① 異音・振動の有無 ② ダイヤフラム・セットボルトの確認 ③ 異常加熱の有無
ポリ鉄貯留タンク	① 亀裂・漏れの確認
ケーキ貯留ポッパ	① 運転時異音の有無 ② 脱離液の確認
汚泥移送ポンプ	① 異音・振動の有無 ② 潤滑油の色・量の確認
電動式ダンパー	① 開閉の動作確認 ② 弁体の亀裂・破損の確認

○主任技術員

下水道技術検定3種合格者、下水道技術認定試験（処理施設）合格者で、下水道処理施設の実務経験年数が5年以上の者。

○技術員

下水道技術検定3種合格者、下水道技術認定試験（処理施設）合格者で、下水道処理施設の実務経験年数が2年以上の者。

（下水道法：第22条第2項）